

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成22年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成22年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月上旬に郵便でお送りします。

●保険料の計算のもとになるのは

平成22年度の保険料は、平成21年中の所得にもとづいて計算します。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から天引きでお支払いいただきます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。



新しい被保険者証を7月にお送りします

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

平成22年8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください（有効期限が平成23年7月31日のものをご利用ください）。

交付年月日 平成22年 8月 1日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成23年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	大津市京町四丁目3番28号
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
保険者番号	39252010
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
一部負担金の割合	
1割	
印	

↑山折り(裏面)↑	
氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	1割
有効期限	平成23年7月31日

▲うぐいす（薄みどり）色です。
二つ折りにして使用します

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

入院時に、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、「限度額認定証」という）を提示すると、食事代が減額されるほか、1か月分の入院費の窓口支払金額が、所得区分に応じた限度額に引き下げられます。

●対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成22年度の住民税が世帯全員非課税の方

●手続き方法は

平成22年7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの方で、平成22年8月以降も該当する方には、7月中に新しい「限度額認定証」を郵送します（申請手続きは不要です）。

●対象となる方で「限度額認定証」をお持ちでない方は

入院が決まりましたら、被保険者証と印鑑（認印）をご持参のうえ、役場住民課保険年金担当の窓口で申請してください。

被保険者証詐取事件にご注意ください

全国各地で、市町や広域連合などの職員を装って、後期高齢者医療制度の被保険者証をだまし取ったり、保険料の徴収と偽ってお金をだまし取ったり、虚偽の電話で個人情報を聞き出したりする事件が起っています。

不審な訪問者には・・・

●絶対に被保険者証を渡さないようにしましょう

●絶対に生年月日、口座番号など個人情報を教えないようにしましょう

●金銭のやり取りの際は、相手の身分証などを必ず確認しましょう

「怪しいな」と思ったときは、最寄りの警察か、役場住民課保険年金担当または滋賀県後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎06571 有線07784
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013 ホームページ：<http://www.shigakouiki.jp/>